

## 高齢者虐待対応進捗管理会議実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、高齢者(法第2条第1項に規定する高齢者をいう。以下同じ。)の適切な保護及び養護者(法第2条第2項に規定する養護者をいう。以下同じ。)への適切な支援を図ることを目的に、本市が実施する高齢者虐待対応進捗管理会議(以下「進捗管理会議」という。)に関し必要な事項を定める。

### (会議の設置)

第2条 在宅の要援護高齢者等の情報交換、共通認識の構築及び支援状況の確認・評価を行う会として進捗管理会議を置く。

### (所掌事務)

第3条 進捗管理会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) ケースの状況報告、主担当機関の確認及び援助方針の検討
- (2) 定例的な情報交換及び個別ケース会議で課題となった点の更なる検討
- (3) 高齢者虐待の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握
- (4) 高齢者虐待対策を推進するための啓発活動
- (5) 浜松市高齢者虐待防止連絡会への報告

### (構成)

第4条 進捗管理会議は、原則として次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 区役所長寿保険課職員
- (2) 地域包括支援センター職員
- (3) その他、市長が適当と認める者

### (会議の開催)

第5条 進捗管理会議の会議は、各区役所等にて開催する。

- 2 進捗管理会議は、事務局が招集し、事務局の指名する者が議長となる。
- 3 進捗管理会議は、必要があると認めるときは、当該会議の構成員その他関係者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 進捗管理会議の事務局は、各区役所長寿保険課に置く。

### (秘密保持)

第7条 進捗管理会議に参加する者は、法第8条の規定にのっとり、秘密保持を遵守しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、進捗管理会議の運営に関して必要な事項は、各区進捗管理会議が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。